

# 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

平成29年4月から高齢者の介護予防と日常生活の自立支援に向けた「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が始まります。総合事業では、これまで国の基準で全国一律で提供されていた介護予防の訪問介護（ホームヘルプ）および通所介護（デイサービス）のほか、介護予防の体操教室や見守りを含めたごみ出し支援サービスなどを提供します。

## 総合事業のサービス

### ■介護予防・日常生活支援サービス事業

対象者：要支援1・2および総合事業対象者と判断された方

- ・訪問型サービス：ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助
- ・通所型サービス：通所介護事業所などでの生活支援、運動機能向上や栄養改善
- ・生活支援サービス：配食サービス、ごみ出し支援サービス など

### ■一般介護予防事業

対象者：65歳以上の全ての人  
脳と体の若返り教室などの高齢者の健康体操教室

## 『住宅用火災警報器』について

**住宅用火災警報器は10年を目安に交換が必要です**

住宅用火災警報器は、平成18年6月に新築住宅へ設置が義務付けられ、平成23年6月以降は既存住宅を含むすべての住宅に設置が義務付けられました。平成28年6月で新築住宅へ設置が義務付けられてから、10年が経過しました。

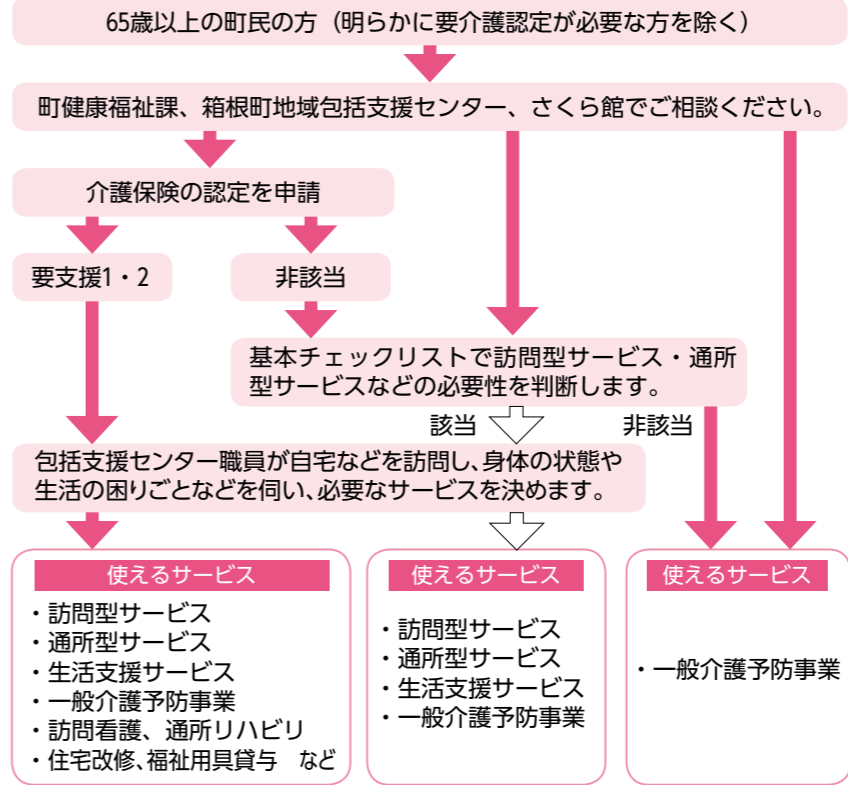
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や故障、電池切れなどで火災を感じしなくなるおそれがあるため、日頃の点検などがとても大切です。

電池式の住宅用火災警報器本体の寿命および使用している電池の寿命はおおむね10年となっています。設置から10年を目安に住宅用火災警報器は交換しましょう。（設置時期を確認するには本体に記載されている「製造年」を参考にしてください）

また、住宅用火災警報器を火災予防条例の基準どおり、寝室などに設置されている住宅を対象に、「住宅用火災警報器設置済シール」を申請に基づき、無料交付しています。

申請方法は、申請書に住宅用火災警報器の設置状況の確認が

## ○総合事業のサービス利用の流れ



**サービス利用方法**

日常生活で困ったことがあったときは、町健康福祉課や箱根町地域包括支援センター（85-3002）、さくら館（85-0800）に相談してください。

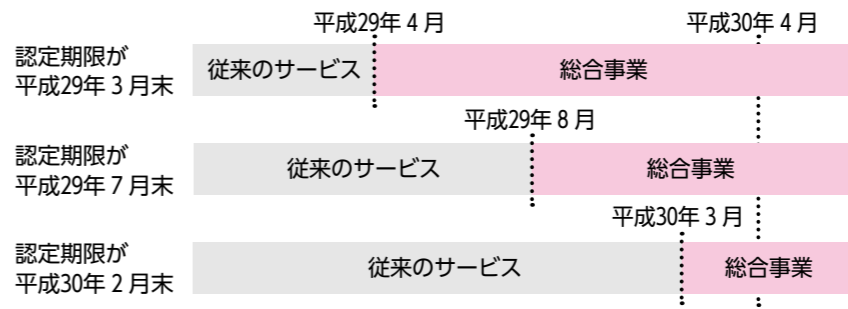
心身や日常生活の状況を確認し、その状況によって、サービスや支援を受けたり、介護予防教室などに参加したりすることができます。

**○現在、要支援認定を受けている方へ**

現在サービスを利用されている方は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

総合事業移行後も事業の枠組みが変わる以外に利用料やサービス内容に変更はありません。

## ○要支援の方の総合事業への移行スケジュール（例）



問合せ 健康福祉課 ☎85-7790

できるもの（写真など）を添付し、近くの消防署に持参してください。

申請書は各消防署にあります。が、町ホームページからもダウンロードできます。

設置済シールの効果は、玄関先などの目立つ場所に貼ることにより、悪質訪問業者を防止することができ、設置していることを近隣にアピールすることで、地域全体への普及および防火意識の向上につながります。

住宅火災から身を守るため、まだ設置していない住宅については、住宅用火災警報器を設置しましょう。

**照会先** 消防本部消防総務課 予防係 ☎82-4505

## 平成28年中の町内の交通事故および犯罪の発生状況

### 交通事故発生状況

町内の交通事故は昨年よりも件数、負傷者数ともに増加しました。また、交通事故で2名の尊い命が失われました。

自動車や二輪車を運転する方は、自分の運転技術を過信せず、歩行者を見かけたら、「思いやり運転」を心がけましょう。また、走行中に人や動物が突然飛び出してくることもあります。

町内の交通事故は昨年よりも件数、負傷者数ともに増加しました。また、交通事故で2名の尊い命が失われました。

自動車や二輪車を運転する方は、自分の運転技術を過信せず、歩行者を見かけたら、「思いやり運転」を心がけましょう。また、走行中に人や動物が突然飛び出してくることもあります。

で、スピードの出し過ぎには注意しましょう。

歩行者は、歩き慣れた道であっても、まわりの安全確認を行い、また、夜間外出する時には反射材を身に付けるなど『自分を守る術』を身に付けましょう。

一人ひとりが、交通ルールを守り交通事故を未然に防ぎましょう。

**犯罪発生状況**

町内では、器物損壊や置き引きが多発しました。

器物損壊の被害で特に多かったのが車に関するもので、「傷付けられた」、「窓ガラスを割られた」でした。車から離れるときは、外から見える位置に荷物を置かないようにし、警報機を備え付けるなどして、自衛手段を講じましょう。

また、置き引きの被害に遭わないためにも、荷物は肌身から離さないようにしましょう。荷物を置く場合は、目の届く範囲にしましょう。

**最近の詐欺に注意を！**

全国的に、振り込め詐欺の被害が発生しています。町内では、被害に遭った方はいませんが、前兆電話は多く掛かってきています。

最近の手法としては、役場職員を名乗る犯人から、「保険料

犯罪発生状況	発生件数	交通事故発生状況	発生件数	死者	負傷者
町内	平成28年 80	町内	平成28年 116	2	166
	昨年比 -34		昨年比 +16	0	+30
小田原警察署管内	平成28年 1,661	小田原警察署管内	平成28年 950	8	1,187
	昨年比 -156		昨年比 -58	-1	-46

振り込め詐欺発生状況	発生件数	被害金額
県内	平成28年 1,219	約41億円
	昨年比 +305	+約8億円
小田原警察署管内	平成28年 27	約2億円
	昨年比 +2	+約1億4千万円

の還付があります。」と、いきなり電話が掛かってきて、銀行口座などを聞き出し、言葉巧みに騙して、お金を振り込ませる「還付金詐欺」が多く発生しています。

役場など公的機関の還付金連絡については、文書通知が原則です。いきなり電話で銀行口座等などの個人情報聞き出すことはありません。不審な電話があった場合は警察へ相談してください。

「振り込め詐欺」は、他人事ではありません。自分のところにも必ず電話がかかってくるので、注意してください。

**引越しの際は、水道の手続きをお願いします**

引越しなどに伴い、水道の使用開始または中止する場合は、引越しの一週間ほど前までを目安に連絡してください。

※引越し間近の連絡では、対応できない場合があります。

**照会先** 総務防災課 ☎85-9561

湯本・湯本茶屋・須雲川・畑宿・塔之澤・大平台・宮ノ下・底倉・小涌谷・木賀・（字木賀・新田・川向を除く）・二ノ平・芦之湯・箱根・元箱根（字旧札場・三右エ門平・禅月山・神宮山を除く）上下水道温泉課（水道業務係） ☎85-9569

仙石原・宮城野・強羅・木賀（川向・新田・木賀）・元箱根（旧札場・三右工門平・禅月山・神宮山）

県営水道お客様コールセンター（ナビダイヤル） ☎0570-005959

※ナビダイヤルを利用できない場合は ☎045-345-1211

箱根水道センター ☎82-4306